

# 公 告

## (筑後川河川事務所管内における災害時応急対策等 及び洪水時等河川巡視に関する基本協定の締結)

次のとおり公告します。

平成30年 1月19日

国土交通省九州地方整備局  
筑後川河川事務所長 船橋 昇治

### 1. 基本協定の概要等

#### (1) 基本協定の目的

本協定は、筑後川河川事務所が管理する筑後川、矢部川流域内の直轄管理区間において、堤防決壊等の大規模災害の発生、若しくは災害の発生が予想される場合、緊急的に処置の必要な箇所の発見（洪水時等河川巡視）及び応急復旧工事又は対策工事の実施、並びに機械設備及び災害対策用機械機器の緊急対応を行うことを想定し、あらかじめ実施業者を定めておくことにより被害施設の早期発見と復旧及び災害拡大防止に期することを目的としたものである。

#### (2) 基本協定期間

基本協定締結区間は、別表－1及び別図のとおりであり、42区間それぞれに各々の業者と基本協定を締結するものとする。なお、別表－1の特記事項に「ポンプ車運転運用区間」と記載している区間は、内水対策を目的とした排水ポンプ車についても運用することとしている。

#### (3) 基本協定期間 平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日

#### (4) 本協定締結業者の選定については、災害時等における河川巡視の実績、応急復旧工事又は対策工事の施工実績、保有資機材、雇用技術者数等に関する技術資料及び本社等から各地区出張所への到達時間等を総合的に評価する評価方式により協定締結業者を選定する。

また、協定を希望した業者を別表－2の評価基準に基づき別表－1の対象区間数（42区間）に見合う協定業者を決定する。なお、協定期間については、調整を行う場合がある。

#### (5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たって、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

#### (6) 基本協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点においては、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

## 2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成29・30年度の一般土木工事に係るB等級～D等級の一般競争参加資格(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)の申請中又は申請予定であること。九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成29・30年度の一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を平成30年4月1日時点において受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性を図る必要があることから、協定締結対象業者は、単体企業または経常建設共同企業体で競争参加資格を満足する社であること。なお、経常建設共同企業体にあつては、本協定締結後平成31年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。
- (5) 本協定を希望する者は、本店の所在地が筑後川河川事務所流域市町村にあること。  
また、希望する基本協定締結区間については、筑後川河川事務所の各出張所管内に本店の所在地があることを原則とし、下表のとおりとする。  
なお、支店及び営業所が協定を希望する出張所管内にある場合で、工事実施体制、保有資機材、保有技術者等が緊急時の災害復旧に十分に対応可能と判断できる資料が添付されている場合については、上記に係わらず本社機能として判断する。

(表) 各出張所管内における該当本店所在地

| 出張所管内           | 対象区間名                  | 協定締結業者数 | 本店の所在地  |
|-----------------|------------------------|---------|---|
| 大川              | 大川-1<br>～大川-4          | 4社程度    | 福岡県大川市、柳川市、久留米市<br>佐賀県佐賀市、佐賀県神埼市、みやき町<br>外近隣市町村 |
| 諸富              | 諸富-1<br>～諸富-6          | 6社程度    | 福岡県大川市<br>佐賀県佐賀市、神埼市<br>外近隣市町村                  |
| 久留米             | 久留米-1<br>～久留米-5        | 5社程度    | 福岡県久留米市<br>佐賀県鳥栖市、みやき町<br>外近隣市町村                |
| 片ノ瀬             | 片ノ瀬-1<br>～片ノ瀬-7        | 7社程度    | 福岡県久留米市、朝倉市、大刀洗町<br>外近隣市町村                      |
| 吉井              | 吉井-1<br>～吉井-5          | 5社程度    | 福岡県朝倉市、うきは市<br>大分県日田市<br>外近隣市町村                 |
| 日田              | 日田-1<br>～日田-7          | 7社程度    | 福岡県うきは市<br>大分県日田市<br>外近隣市町村                     |
| 矢部川             | 矢部-1<br>～矢部-6          | 6社程度    | 福岡県柳川市、筑後市、八女市、<br>みやま市<br>外近隣市町村               |
| 新出張所<br>(赤谷川関係) | 赤谷川(河川)-1<br>赤谷川(地方)-1 | 2社程度    | 福岡県朝倉市<br>外近隣市町村                                |

※巡視範囲については、必要に応じて見直す場合がある。

- (6) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 技術資料の総合的な評価に関する事項

技術資料等説明書に示す各評価項目については、評価基準に基づき評価する。

### 4. 本基本協定に関する手続等

#### (1) 担当部局

〒830-8567 福岡県久留米市高野1丁目2-1（電話 0942-33-9191）  
国土交通省九州地方整備局 筑後川河川事務所  
担当：工務第一課長 野呂（内線311）  
専門職 足立（内線318）

#### (2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成30年1月19日（金）から平成30年2月16日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒830-8567 福岡県久留米市高野1丁目2-1  
国土交通省九州地方整備局 筑後川河川事務所 4階 工務第一課内  
大川（出） 大川市大字向島2631-2  
諸富（出） 佐賀市蓮池町大字小松三本杉250  
久留米（出） 久留米市高野一丁目2-27  
片ノ瀬（出） 久留米市田主丸町菅原2461-5  
吉井（出） うきは市吉井町橘田字川端316-3  
日田（出） 日田市中ノ島町608-14  
矢部川（出） みやま市瀬高町上庄字松土居470
- ③ 交付方法：手渡し、又は希望により郵送も可。

#### (3) 協定締結参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成30年1月19日（金）から平成30年2月16日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記4（1）に同じ。
- ③ 提出方法：ファックス又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。  
ファックス番号 0942-35-0164（工務第一課直通）  
※①ファックス送信宛先は工務第一課 野呂 とする。  
※②送信後、必ず着信を確かめてください。

(4) 技術資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 平成30年1月19日（金）から平成30年3月2日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所： 上記4（1）に同じ。
- ③ 提出方法： 上記4（3）③ に同じ。

5 その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は、業種が一般土木工事、維持修繕工事において、総合評価入札制度の評価対象となる。
- (3) 洪水時等河川巡視については、実績に応じ原則として毎月毎に精算する。また、ポンプ車運転を実施した場合は、実績に応じ原則として毎月毎に精算する。